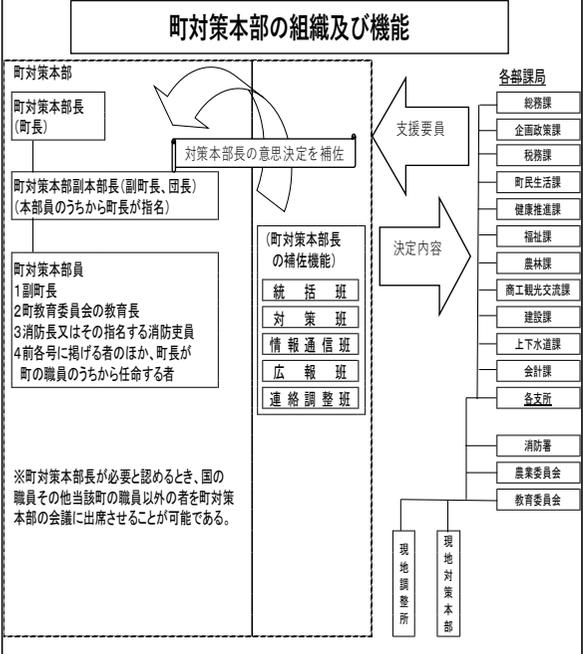
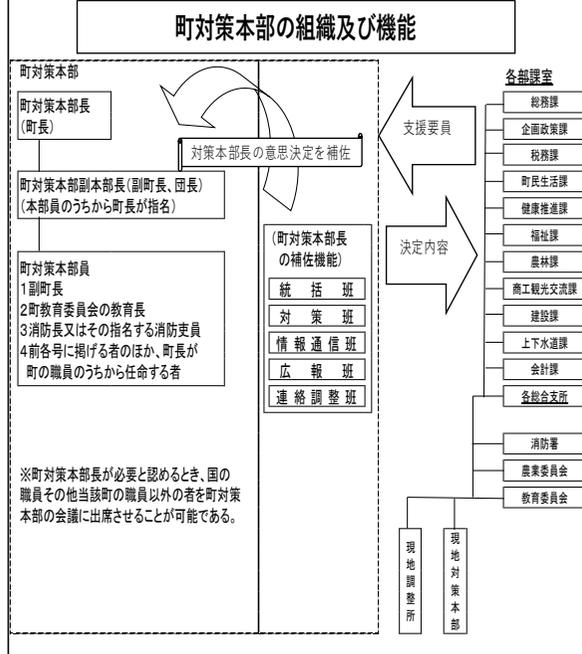


三種町国民保護計画変更案 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名	変更案	現行	備考								
1	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 町における組織・体制の整備	1 町の各課における平素の業務	<p>町の各課は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>※【町の各課における平素の業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課名</th> <th style="width: 85%;">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集体制の整備に関する事。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、支所等の所管施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 ・報道関係機関との連絡体制の整備に関する事。 ・特殊標章等の交付等の整備に関する事。 ・救援物資、義援金等の受付・管理の整備に関する事。 ・県対策本部との連絡体制に関する事。 ・関係機関との連絡体制の整備に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集体制の整備に関する事。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、支所等の所管施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 ・報道関係機関との連絡体制の整備に関する事。 ・特殊標章等の交付等の整備に関する事。 ・救援物資、義援金等の受付・管理の整備に関する事。 ・県対策本部との連絡体制に関する事。 ・関係機関との連絡体制の整備に関する事。 	<p>町の各課は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>※【町の各課における平素の業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課名</th> <th style="width: 85%;">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集体制の整備に関する事。 ・町国民保護対策本部に関する事。 ・本庁舎、支所等の所管施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 ・報道関係機関との連絡体制の整備に関する事。 ・特殊標章等の交付等の整備に関する事。 ・救援物資、義援金等の受付・管理の整備に関する事。 ・県対策本部との連絡体制に関する事。 ・関係機関との連絡体制の整備に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集体制の整備に関する事。 ・町国民保護対策本部に関する事。 ・本庁舎、支所等の所管施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 ・報道関係機関との連絡体制の整備に関する事。 ・特殊標章等の交付等の整備に関する事。 ・救援物資、義援金等の受付・管理の整備に関する事。 ・県対策本部との連絡体制に関する事。 ・関係機関との連絡体制の整備に関する事。 	
課名	平素の業務												
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集体制の整備に関する事。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、支所等の所管施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 ・報道関係機関との連絡体制の整備に関する事。 ・特殊標章等の交付等の整備に関する事。 ・救援物資、義援金等の受付・管理の整備に関する事。 ・県対策本部との連絡体制に関する事。 ・関係機関との連絡体制の整備に関する事。 												
課名	平素の業務												
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集体制の整備に関する事。 ・町国民保護対策本部に関する事。 ・本庁舎、支所等の所管施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 ・報道関係機関との連絡体制の整備に関する事。 ・特殊標章等の交付等の整備に関する事。 ・救援物資、義援金等の受付・管理の整備に関する事。 ・県対策本部との連絡体制に関する事。 ・関係機関との連絡体制の整備に関する事。 												
2	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備	2 警報等の伝達に必要な準備	<p>(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音（「<u>国民保護に係る警報のサイレンについて</u>」平成17年7月6日付消防運第17号 <u>国民保護運用室長通知</u>）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知に努める。</p> <p>～（略）</p>	<p>(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音 _____ については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知に努める。</p> <p>～（略）</p>									

No	市町村計画 該当部分	項目名	変更案	現行	備考
3	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	6 生活関連等施設の把握等	(1) 生活関連等施設の把握等 町は、町内に所在する生活関連等施設を県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。 また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日 閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方についても整備を図る。 _____ _____ _____ _____ _____	(1) 生活関連等施設の把握等 町は、町内に所在する生活関連等施設を_____把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。 また、町は、生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方についても整備を図る。 ・施設の種類 ・名称 ・所在地 ・管理者名 ・連絡先 ・危険物質等の内容物 ・施設の規模	
4	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	6 生活関連等施設の把握等	(2) 町が管理する公共施設等における警戒 _____ ～(略)	(2) 町が管理する公共施設等における警戒(任意的記載事項) ～(略)	
5	第3編 武力攻撃事態等(緊急対処事態)への対処 第2章 町対策本部の設置等	1 町対策本部の設置	(1) 町対策本部の設置の手順 ① (略) ② (略) ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集 町_____は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、災害時緊急連絡体制を活用しつつ、町対策本部に参集するよう連絡する。 ④ 町対策本部の開設 町_____は、町本庁舎会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。 ～(略) ⑤ (略) ⑥ 本部の代替機能の確保 ～(略) 町対策本部予備施設順位 ① 琴丘支所 ② 山本支所 ～(略)	(1) 町対策本部の設置の手順 ① (略) ② (略) ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集 町総務課長は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、災害時緊急連絡体制を活用しつつ、町対策本部に参集するよう連絡する。 ④ 町対策本部の開設 町総務課長は、町本庁舎会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。 ～(略) ⑤ (略) ⑥ 本部の代替機能の確保 ～(略) 町対策本部予備施設順位 ① 琴丘総合支所 ② 山本総合支所 ～(略)	

No	市町村計画 該当部分	項目名	変更案	現行	備考																								
6	第3編 武力攻撃 事態等（緊急対処 事態）への対処 第2章 町対策本 部の設置等	1 町対策本部の 設置	<p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能 ※【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】</p>  <p>町対策本部の組織及び機能</p> <p>町対策本部 町対策本部長 (町長)</p> <p>町対策本部副本部長(副町長、団長) (本部員のうちから町長が指名)</p> <p>町対策本部員 1副町長 2町教育委員会の教育長 3消防長又はその指名する消防吏員 4前各号に掲げる者のほか、町長が 町の職員のうちから任命する者</p> <p>※町対策本部長が必要と認めるとき、国の 職員その他当該町の職員以外の者を町対策 本部の会議に出席させることが可能である。</p> <p>各部課局 総務課 企画政策課 税務課 町民生活課 健康推進課 福祉課 農林課 商工観光交流課 建設課 上下水道課 会計課 各支所 消防署 農業委員会 教育委員会</p> <p>支援要員 決定内容</p> <p>(町対策本部長 の補佐機能) 統括班 対策班 情報通信班 広報班 連絡調整班</p> <p>現地調整所 現地対策本部</p>	<p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能 ※【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】</p>  <p>町対策本部の組織及び機能</p> <p>町対策本部 町対策本部長 (町長)</p> <p>町対策本部副本部長(副町長、団長) (本部員のうちから町長が指名)</p> <p>町対策本部員 1副町長 2町教育委員会の教育長 3消防長又はその指名する消防吏員 4前各号に掲げる者のほか、町長が 町の職員のうちから任命する者</p> <p>※町対策本部長が必要と認めるとき、国の 職員その他当該町の職員以外の者を町対策 本部の会議に出席させることが可能である。</p> <p>各課課室 総務課 企画政策課 税務課 町民生活課 健康推進課 福祉課 農林課 商工観光交流課 建設課 上下水道課 会計課 各総合支所 消防署 農業委員会 教育委員会</p> <p>支援要員 決定内容</p> <p>(町対策本部長 の補佐機能) 統括班 対策班 情報通信班 広報班 連絡調整班</p> <p>現地調整所 現地対策本部</p>																									
			<p>※【町対策本部長の補佐機能の編成】</p> <table border="1" data-bbox="548 949 1131 1244"> <thead> <tr> <th>機</th> <th>能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括班</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>対策班</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>情報通信班</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>連絡調整班</td> <td>・町対策本部と現地対策本部・現地調整所の連絡調整 ・各課、支所が行う国民保護措置に関する連絡調整 (各支所1人)</td> </tr> </tbody> </table>	機	能	統括班	～(略)	対策班	～(略)	情報通信班	～(略)	広報班	～(略)	連絡調整班	・町対策本部と現地対策本部・現地調整所の連絡調整 ・各課、支所が行う国民保護措置に関する連絡調整 (各支所1人)	<p>※【町対策本部長の補佐機能の編成】</p> <table border="1" data-bbox="1205 949 1787 1244"> <thead> <tr> <th>機</th> <th>能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括班</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>対策班</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>情報通信班</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>連絡調整班</td> <td>・町対策本部と現地対策本部・現地調整所の連絡調整 ・各課、総合支所が行う国民保護措置に関する連絡調整 (総合支所3人)</td> </tr> </tbody> </table>	機	能	統括班	～(略)	対策班	～(略)	情報通信班	～(略)	広報班	～(略)	連絡調整班	・町対策本部と現地対策本部・現地調整所の連絡調整 ・各課、総合支所が行う国民保護措置に関する連絡調整 (総合支所3人)	
機	能																												
統括班	～(略)																												
対策班	～(略)																												
情報通信班	～(略)																												
広報班	～(略)																												
連絡調整班	・町対策本部と現地対策本部・現地調整所の連絡調整 ・各課、支所が行う国民保護措置に関する連絡調整 (各支所1人)																												
機	能																												
統括班	～(略)																												
対策班	～(略)																												
情報通信班	～(略)																												
広報班	～(略)																												
連絡調整班	・町対策本部と現地対策本部・現地調整所の連絡調整 ・各課、総合支所が行う国民保護措置に関する連絡調整 (総合支所3人)																												
			<p>※【町の各課における武力攻撃事態における業務】</p> <p>～(略)</p> <table border="1" data-bbox="548 1364 1131 1444"> <tr> <td>各課、局共通</td> <td>上の定めによるほか、各課において、必要に応じて、所要の対策を講じる。</td> </tr> </table>	各課、局共通	上の定めによるほか、各課において、必要に応じて、所要の対策を講じる。	<p>※【町の各課における武力攻撃事態における業務】</p> <p>～(略)</p> <table border="1" data-bbox="1205 1364 1787 1444"> <tr> <td>各課、室、局共 通</td> <td>上の定めによるほか、各課において、必要に応じて、所要の対策を講じる。</td> </tr> </table>	各課、室、局共 通	上の定めによるほか、各課において、必要に応じて、所要の対策を講じる。																					
各課、局共通	上の定めによるほか、各課において、必要に応じて、所要の対策を講じる。																												
各課、室、局共 通	上の定めによるほか、各課において、必要に応じて、所要の対策を講じる。																												

No	市町村計画 該当部分	項目名	変更案	現行	備考
7	第3編 武力攻撃 事態等（緊急対処 事態）への対処 第2章 町対策本 部の設置等	1 町対策本部の 設置	(4) 町対策本部における広報等 町は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。 ※【町対策本部における広報体制】 ① 広報責任者の設置 武力攻撃事態等（緊急対処事態）において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置 ～（略）	(4) 町対策本部における広報等 町は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。 ※【町対策本部における広報体制】 ① 広報責任者の設置 武力攻撃事態等（緊急対処事態）において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者（総務課長）」を設置 ～（略）	
8	第3編 武力攻撃 事態等（緊急対処 事態）への対処 第4章 警報及び 避難の指示等 第2 避難住民の 誘導等	2 避難実施要領 の策定	(1) 避難実施要領の策定 ～（略） ※【避難実施要領作成の際の主な留意事項】 ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単 位を記載。 ② 避難先 避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載。 ③ 一時集合場所及び集合方法 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の 住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場 所への交通手段を記載。 ④ 集合時間 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間 を可能な限り具体的に記載。 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者へ の配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記 載。 ⑥ 避難の手段及び避難の経路 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避 難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り ⑦ 町職員、消防職団員の配置等 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消 防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等 を記載。 ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避 難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記 載。 ⑨ 要避難地域における残留者の確認 要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載。 ⑩ 避難誘導中の食料等の支援 避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ 迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載。 ⑪ 避難住民の携行品、服装 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行 品、服装について記載。 ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。	(1) 避難実施要領の策定 ～（略） ※【県計画における「町の計画作成の基準」としての避難実施要 領の項目】 （以下は、県国民保護計画の記載項目） ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 _____ _____ ② 避難先 _____ _____ ③ 一時集合場所及び集合方法 _____ _____ ④ 集合時間 _____ _____ ⑤ 集合に当たっての留意事項 _____ _____ ⑥ 避難の手段及び避難の経路 _____ _____ ⑦ 町職員、消防職団員の配置等 _____ _____ ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応 _____ _____ ⑨ 要避難地域における残留者の確認 _____ _____ ⑩ 避難誘導中の食料等の支援 _____ _____ ⑪ 避難住民の携行品、服装 _____ _____ ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 _____	

